

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、法令順守のもと、経営の公正性、健全性、透明性を高め、効率的な経営に取り組み、当社のステークホルダーの長期的な利益の最大化を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの充実が経営上最重要課題であると認識しております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実のために、以下の企業理念、経営理念、企業行動憲章を策定し、周知徹底しております。

#### 企業理念

世界中の人を健康にしたい。

#### 経営理念

挑戦し続ける  
社員で気づく築く  
忠実な評価

#### 企業行動憲章

企業理念「世界中の人を健康にしたい」を実現するために、当社およびそのすべての役員・従業員は、誠意と創意をもって、健全な事業活動を推進し、高い倫理観のもと、良き企業市民として社会的責任を果たすことに努め、持続可能な社会の実現に貢献するグローバル企業を目指して、企業活動を推進します。

#### 1. 基本方針

法令を遵守することはもとより、企業倫理に沿った良識ある企業活動を実践します。また、各国および各地域の文化や慣習を尊重した事業活動を行い、各国および各地域の発展に貢献します。

#### 2. 顧客満足の上昇

人や地球のために、今までにない可能性を提供することを常にめざし、新しい生活スタイルを生み出す独創的な商品やサービスを創出し、提供することにより、社会の発展に寄与します。お客様の信頼獲得と満足向上のために、お客様のニーズと要望に応え、かつ、安全性、品質、信頼性、環境に配慮したより良い商品、サービスを提供します。

#### 3. 情報開示・情報保護

お客様はもとより、株主、投資家、お取引先など、さまざまなステークホルダーとのコミュニケーションを図るとともに、社会への説明責任を果たすために、企業および商品・サービスに関する適正な情報を適時に開示・提供します。アトラが保有する重要な情報について、情報セキュリティの確保に努めるとともに、お客様、お取引先などからお預かりした個人情報の保護に努めます。

#### 4. 地球環境保全

地球環境保全のため、環境に配慮した企業活動を行い、地球環境保全への一層の貢献に努めます。

#### 5. 人権の尊重

あらゆる事業活動において、基本的人権を尊重し、差別的な取扱いや人権侵害行為をしません。また、児童労働、強制労働を認めません。

#### 6. 安全で働きやすい労働環境の整備

事業を行う各国・各地域の法令に則り、従業員の権利を尊重した健全な労働条件の整備および安全で働きやすい職場環境の維持・向上に努めます。従業員の多様性と個性を認め、能力を十分に発揮できる職場風土の醸成と人材育成に積極的に努めます。

#### 7. 社会との調和

「良き企業市民」として、「環境」「教育」「社会福祉」分野などで、社会貢献活動を積極的に展開し、社会との調和・共存を図ります。

#### 8. 反社会的勢力との断絶

反社会的勢力との関係は、いかなる状況にあっても断固として拒絶いたします。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

#### 【補充原則1-2-4】

当社は、株主構成における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権電子行使プラットフォームの利用などの議決権の電子行使を可能とするための環境作りや、招集通知の英訳について、検討してまいります。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

当社は、企業理念、経営理念、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針について、本コーポレート・ガバナンス報告書で開示しております。

当社は、激しく変化するビジネス環境の中で、中期的な業績予測を掲げることは、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、数値目標をコミットメントする中期経営計画は公表していません。一方、単年度予想と実績との乖離に関する原因分析は定期的に行っており、決算発表等を通じ株主を含むステークホルダーに対し開示・説明を行っています。

当社は、取締役の報酬決定についての方針と手続を役員報酬規程に定め、運用しております。具体的には、代表取締役が、会社の業績等を踏まえ、各取締役の当該事業年度における業務執行状況その他を評価した上で、独立社外取締役を交え取締役会で十分に協議し、決定しています。

当社は、取締役候補者の選任並びに取締役の解任について、代表取締役が、会社の業績等の評価を踏まえ、各取締役の当該事業年度の業務執行状況その他を評価し、次事業年度の上任者としての在任の妥当性、取締役の任期満了の際は重任の可否、次期候補者等の検討を行った上で、独立社外取締役と十分に協議し、決定しています。

当社は、取締役の選解任・指名について、その理由を招集通知に記載します。

#### 【補充原則4-1-2】

当社は、激しく変化するビジネス環境の中で、中期的な業績予測を掲げることは、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、数値目標をコミットメントする中期経営計画は公表していません。一方、単年度予想と実績との乖離に関する原因分析は定期的に行っており、決算発表等を通じ株主を含むステークホルダーに対し開示・説明を行っています。

#### 【補充原則4-1-3】

当社は、現在後継者計画を策定しておりませんが、今後、当社の持続的な発展のために、後継者に対して求める知識、経験、能力や後継者の育成計画の策定・運用について、取締役会で議論してまいります。

#### 【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

業務遂行の実施責任を担う業務執行取締役等の提案活動は、会社の活性化・会社の持続的な成長に不可欠なものと認識しております。取締役会や各取締役等への提案は随時受け付ける機会を設けています。また、取締役会はそれらに対して独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、取締役会等で承認された提案内容の実行は、各部、室の担当取締役等が中心となり、その実行責任を担っています。

取締役(社外取締役を除く)の報酬については、個々の取締役の職責及び実績等を勘案し、決定しています。当社業績との連動性を明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的に、報酬水準や報酬形態及びその割合等につき現在検討しております。

#### 【補充原則4-2-1】

当社は現在、業績と連動する報酬や自社株報酬を導入しておりませんが、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬の導入について、今後、社外取締役を交え検討してまいります。また、導入する際にはその割合を適切に設定するよう、社外取締役を交え検討いたします。

#### 【補充原則4-10-1】

当社は、任意の指名委員会・報酬委員会などの独立した諮問委員会を設置していませんが、独立社外取締役を3名選任しており、弁護士、公認会計士、税理士としての専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っています。

#### 【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、担当業務に精通した業務執行取締役と弁護士、公認会計士、税理士である社外取締役で構成されています。

当社の監査等委員のうち2名は、財務・会計に関する豊富な知識を有している公認会計士、税理士で構成されています。

現在の取締役は全員男性かつ日本人となっていますが、ジェンダーや国際性の面を含む多様性の確保について、引き続き検討してまいります。また、社外取締役を加えた取締役会の中で取締役会のあり方・運営につき定期的に議論することを通じ、取締役会の実効性、機能の向上に努めております。

#### 【補充原則4-11-3】

当社は、独立社外取締役を3名選任しており、取締役会全体の実効性の確保に努めております。また、取締役会全体の実効性について自己分析・評価を行っております。今後、取締役会全体の実効性についての自己分析・評価の結果の概要の開示について、検討してまいります。

#### 【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、現在、収益計画や資本政策の基本的な方針と収益力・資本効率等に関する目標を公表していません。しかしながら、これらの情報は株主を含むステークホルダーにとって有用なものと考えております。

当社は、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策に関する目標を設定しております。

当社は、収益計画や資本政策の基本的な方針と収益力・資本効率等に関する目標の公表について、今後検討してまいります。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、上場株式を保有していません。

#### 【原則1-7 関連当事者の取引】

当社は、関連当事者間取引を実施しようとする場合、取締役会の決議を要する旨、取締役会規程に定めており、規程に従い運用しております。また、実際の関連当事者間取引が、取締役会で決議した内容と合致するか確認し、取締役会で報告しております。

#### 【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を設けていません。

#### 【補充原則4-1-1】

当社の経営会議は業務執行取締役が出席し、業務執行面の審議を行います。従って、取締役会規程で定められた取締役会で審議する事項や重要な業務執行に関する事項はすべて取締役会にて審議の上決議しています。また、取締役会の決議事項以外の権限については、職務権限規程を定め、各経営陣が執行できる範囲を明確に定めています。なお、重要な業務執行の決定について、取締役会で決議することにより、取締役に委任することができる旨、定款に定め、適切に運用しています。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、定款で定める取締役（監査等委員を除く）10名以内、監査等委員である取締役3名の員数の範囲内で、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスに配慮しつつ、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としています。

当社の経営理念、経営計画をもとに、取締役の選任については、その経験、見識、専門性などを総合的に評価・判断して選定します。

また、社外取締役は、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所が定める独立役員の資格を充たし、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないと判断される基準に基づき選任を行っております。

【補充原則4-11-2】

社外取締役をはじめ、取締役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めています。なお、その兼任の状況は、事業報告及び有価証券報告書に開示しております。

【補充原則4-14-2】

当社では、取締役就任者向けに、必要な知識習得と役割と責任の理解の機会として、特にコンプライアンス遵守を重視した研修を提供しています。

また、社外取締役に当社の企業理念、経営理念、事業活動及び組織等に関する理解を深めることを目的に、随時、これらに関する情報提供を行っています。また、社外取締役を含む取締役が、その役割及び責務を果たすために必要とする事業・財務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の提供、あっせんを行っています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、IR担当取締役を選任するとともに、管理部をIR担当部署としています。

株主や投資家に対しては、経営トップが出席する決算説明会を半期に1回と経営トップが出席する個人投資家向けの説明会を半期に1回開催するとともに、逐次、当社施設見学会やスモールミーティングを実施しています。

それらの結果は、随時、取締役会に報告しています。なお、株主との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止を徹底しています。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
一般社団法人みどり会	3,958,000	45.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	774,500	8.87
片田 徹	250,000	2.86
塩中 一成	220,000	2.52
野村信託銀行株式会社(投信口)	207,600	2.37
久世 博之	181,000	2.07
柚木 孝夫	150,000	1.71
BNYMSANV RE BNYMSANV DUB RE YUKI ASIA (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	123,400	1.41
会田 正英	120,000	1.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	119,600	1.37

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
高田 明夫	弁護士													
岩田 潤	公認会計士													
奥村 佳文	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

高田 明夫			2015年3月まで当社コンプライアンス委員会の委員を委嘱していましたが、委嘱料は僅少であり、独立性に影響を及ぼさないと判断しております。その他特別な利害関係は存在しません。	検事及び弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、2015年3月より当社の社外取締役を務めてまいりました。同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、法令に関する知識が豊富で独立性をもって経営の監視ができると考えております。これまでの実績から、同氏が当社の監査・監督に携わることが、当社の企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化に繋がるとの考えから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。同氏には、当社コンプライアンス委員会の委員を委嘱していましたが、委嘱料は僅少であり、当社の経営に影響を与える金額ではないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。
岩田 潤				公認会計士、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、2010年1月より当社の社外監査役を務め、当社の監査を担ってまいりました。これまでの実績から、同氏が当社の監査・監督に携わることが、当社の企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化に繋がるとの考えから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。また、当社と利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。
奥村 佳文				税理士としての豊富な経験と高い見識を有しており、2010年1月より当社の社外監査役を務め、当社の監査を担ってまいりました。同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、税務に関する知識が豊富で独立性をもって経営の監視ができると考えております。これまでの実績から、同氏が当社の監査・監督に携わることが、当社の企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化に繋がるとの考えから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。また、当社と利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の監査の実効性を確保するため、内部統制推進室が監査等委員会の職務を補助しております。監査等委員会により監査業務に関する命令を受けた内部統制推進室は、その命令に関して、業務執行取締役の命令より優先することとしております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と内部統制推進室は、毎月定期的に、監査の実施状況等について相互に報告し合い、情報共有に努めております。また、会計監査人には、有限責任監査法人トーマツを選任しており、監査等委員会、会計監査人及び内部統制推進室は、定期的に情報交換を行い、適切に連携を図ることにより、監査の有効性と効率性を高めております。

## 【任意の委員会】



指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

なし

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役のすべてを独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を喚起することを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに、当社の企業価値向上に資することを目的として、当社の取締役及び従業員に対し、新株予約権を発行しております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役(監査等委員を除く)の報酬及び監査等委員である取締役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の報酬決定についての方針と手続を役員報酬規程に定め、運用しております。

## 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会の開催に際し、管理部が資料の事前配布や経営状況の説明を行っており、その他の重要事項についても情報収集のサポートを行う等、経営監視機能の確保に努めております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### 取締役会

当社の取締役会は、取締役10名(うち社外取締役3名)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。鍼灸接骨院の業界に明るい人材を中心に、財務・営業等の経験を積んだ人材も投入し、より広い視野に基づいた経営意思決定を可能とした布陣にて構成しております。取締役会は、原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時に開催しております。

### 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成され、全員が社外取締役であります。監査等委員会は、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役(監査等委員である取締役を除く)の職務執行を監視しております。監査等委員である取締役は、弁護士、公認会計士、税理士であり、それぞれの職業倫理の観点より経営監視を実施しております。監査等委員会は、株主総会や取締役会への出席、取締役(監査等委員である取締役を除く)・従業員・会計監査人からの報告收受等の法律上の権利行使のほか、重要な会議への出席や各部署へのモニタリングに取り組んでおります。また、内部統制推進室が実施している内部監査の報告(月1回)に基づき、監査等委員会と内部統制推進室による2者間において情報共有を図っております。

さらに、会計監査人とは定期的に協議する等、適切に連携を図り、監査の有効性及び効率性を高めております。

#### 内部監査

内部監査は、内部統制推進室長が1名で行っております。

内部監査は、当社が定める内部監査規程に基づき、当社の業務運営及び財産管理の実態を調査し、当社事業に関わる諸法令、定款及び社内規程への準拠性を確かめ、誤謬、脱漏、不正等の防止に役立て、経営の合理化及び能率の促進に努めております。

#### リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役、取締役、部長、室長及び外部の弁護士にて構成されており、定例として毎月1回開催し、主に近時のコンプライアンス事案の共有、反社会的勢力との取引遮断、リスクマネジメント等について議論しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、より透明性の高い経営の実現と、経営の意思決定及び執行のさらなる迅速化を目的として、平成29年3月24日開催の定時株主総会の承認により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。これにより、国内外のステークホルダーの期待により的確に応える体制の構築に努めております。

当社は、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監督と監査を担うことで、より透明性の高い経営の実現を図っております。また、必要に応じて取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任することにより、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定及び執行のさらなる迅速化を図るため、現状の体制を採用しております。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社株主が定時株主総会での決議事項の内容や当社営業状況などを十分に検討できる期間が確保できるよう早期発送に努めており、平成30年3月23日開催の第13回定時株主総会に関する招集通知は、平成30年3月7日に発送いたしました。また、招集通知の発送に先立ち、平成30年3月5日にTDnetで招集通知を開示し、当社ウェブサイトにおきましても、平成30年3月5日に招集通知の早期掲載を行いました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、決算期が12月のため、定時株主総会は3月下旬に開催しております。開催日については、より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、集中日を避けるよう配慮しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、株主構成における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権電子行使プラットフォームの利用などの議決権の電子行使を可能とするための環境作りについて、検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は、株主構成における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、招集通知の英訳について、検討してまいります。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び期末決算発表後に説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び期末決算発表後に説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR情報サイトを開設し、決算情報や適時開示情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署は管理部であり、迅速・正確かつ公正な会社情報の開示を行っております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、内閣総理大臣認定の公益財団法人日本ユースリーダー協会の主旨に賛同しています。青少年のキャリア形成及び文化・スポーツなどの余暇活動を推進するとともに、広く若い世代の国際協力・能力開発を推進し、国際社会で活躍する青少年の育成に努めています。また、自社でも地域の清掃活動等に積極的に取り組み、社会的弱者へのフォローアップ活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様に対して、正確な会社情報を適時適切に開示することが上場会社としての極めて重要な責務と考えております。この責務を果たすことが、健全な証券市場の一員として必要不可欠であると認識しており、常に株主や投資家の皆様の視点に立ち、迅速・正確かつ公正な会社情報の開示を継続的に行っていくことが重要であると考えております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム(業務の適正を確保するための体制)を整備し、運用することが経営上の重要な課題であると考え、以下の基本方針を決定し、業務の適正性、有効性及び効率性を確保する体制を整備しております。

#### 1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)内部統制システム全体を統括し、業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・向上を図るために、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置する。
- (2)当社は、企業理念を着実に遂行することを目的とし、遵守、留意すべき事項として企業行動憲章を制定する。また、コンプライアンスの遂行、監督を目的としてコンプライアンス規程を制定する。
- (3)法令及び定款違反その他コンプライアンス上問題がある事実についての発見者は、コンプライアンス規程に基づく方法により、社内を設置する相談窓口に報告を行う。当社は、通報内容を秘守し、通報者に対する不利益な取扱いを行わない。
- (4)内部統制推進室は、業務執行部門から独立するものとし、当社における業務活動の適正性及び効率性につき監視を行う。
- (5)監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役(監査等委員である取締役を除く)の職務執行を監査する。

#### 2. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報等については、法令・社内規程等に基づき適切に保存・管理し、これを閲覧できる体制を構築する。

#### 3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1)企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、それぞれのリスクに対しリスクの発生を未然に防止するための手続、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法等を規定した社内規程を制定し、リスクコントロールを図る。
- (2)有事の際の損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じる。

#### 4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役の職務権限を明確にするとともに、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定と業務執行の監督を行う。
- (2)取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程及び職務権限規程等においてそれぞれの執行手続の詳細について定める。

#### 5. 当社における業務の適正を確保するための体制

- (1)「企業理念」、「経営理念」を社内で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保する。
- (2)監査等委員会及び内部統制推進室は、取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人の職務執行状況の監査等を行う。

#### 6. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社の財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

#### 7. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項及び当該従業員の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項

- (1)取締役(監査等委員である取締役を除く)は、監査等委員会の求めにより、監査等委員会の職務を補助する従業員(監査等委員会補助者)として、適切な人材を配置し、設備・施設を設置するとともに、予算を策定する。
- (2)取締役(監査等委員である取締役を除く)は、監査等委員会補助者の適切な職務の遂行のため、人事(評価、異動等)に関しては、監査等委員会の同意を得るものとする。
- (3)監査等委員会補助者が行う補助業務についての指揮命令は、監査等委員会が直接行い、取締役(監査等委員である取締役を除く)の指揮命令を受けない。

#### 8. 取締役(監査等委員である取締役を除く)及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及びその報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1)取締役(監査等委員である取締役を除く)は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
- (2)監査等委員会が、取締役会のほか重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備する。また、取締役(監査等委員である取締役を除く)及び従業員は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査等委員会に報告する。この重要事項には、コンプライアンス及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含む。
- (3)監査等委員会とともに、代表取締役社長、内部統制推進室、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見を交換する。監査等委員会が監査等の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部アドバイザーを任用することができる。
- (4)監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不当な取り扱いを受けないように適切な措置を講じる。

#### 9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査等委員会は、監査等委員会監査等に関する基準及び基本事項を規定し、監査等委員会監査等の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的として、監査等委員会規程並びに監査等委員会監査等基準を定める。監査等委員会は、同規程及び同基準に定めるところにより、業務監査及び会計監査を行う。監査等委員会は、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人に対する個別のヒアリング等を実施することができる。また、代表取締役社長、内部統制推進室、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見を交換する。監査等委員会が監査等の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部アドバイザーを任用することができる。
- (2)監査等委員会がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは債務の請求をしたときは、当該監査等委員会の職務執行に必要な場合を除き、速やかにこれに応じる。

#### 10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業行動憲章に基づき、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、役員及び従業員による主要な会議や、朝礼等の機会を利用し、定期的にその内容の周知徹底を図り、反社会的勢力に対する関係の一切排除を定め、遵守するよう徹底しております。

リスク・コンプライアンス委員会においても「反社会的勢力に対する基本方針」に則した議案を取り上げ協議し、また情報及び意見交換をしております。また、当該委員会での議案を従業員に対し、コンプライアンス勉強会として情報共有並びにコンプライアンスを徹底しております。

反社会的勢力排除体制として反社会的勢力対応マニュアルを制定し、所管部署は管理部として、運用を行っております。具体的には、新規取引先については、インターネット検索及び外部調査機関等を用いた情報収集を行い、事前にチェックを行っております。継続取引先についても、毎年1回取引先全社の調査を行っております。

また、取引先との間で締結する取引基本契約書では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。なお、役員、従業員に対し誓約書を受け入れることとしており、反社会的勢力との関係遮断に努めております。

また、反社会的勢力対応の主管部署を管理部とし、不当要求防止責任者を選任・配置しており、反社勢力断固排除の姿勢で、不当要求などの事案ごとに関係部門と協議し、対応しております。外部の専門機関との連携としては、所轄警察署、暴力追放運動推進センターや顧問弁護士等と行っております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制図は次のとおりであります。

